



特定社会保険労務士

ヒライ先生のQ&A

<PROFILE> 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。
社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

<現在> 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

電通事件

その1

今回から、26年前に電通の新入社員が過労自殺し、最高裁まで争われ過労自殺のリーディングケースとなつた電通過労自殺事件を紹介していきます。

判例紹介

電通過労自殺事件—長時間労働によりつつ病となつて自殺した社員の損害賠償
(東京地裁平8・3・28、東京高裁平9・9・26、最高裁2小判平12・3・24)

まずは事件の概要を判決文の抜粋から見てみたい。最高

裁は、「所論の点に関する原審の事実認定は、原判決
挙示の証拠関係に照らし、首肯するに足りる」としている。

1 被災者Fは、昭和41年11月30日、1審原告らの長男

として出生した。Fは健康で、スポーツが得意であり、
その性格は、明朗快活、素直で、責任感があり、また、
物事に取り組むに当たっては粘り強く、いわゆる完
べき主義の傾向もあつた。平成2年から3年当時、F
と1審原告らは同居しており、1審原告らはそれぞれ
職を有していた。

2 Fは、平成2年3月にH大学I学部を卒業し、同年
4月1日、1審被告の従業員として採用され、他の1
78名と共に入社した。採用の約2か月前にFに対し
て行われた健康診断においては、色覚異常があるとさ
れたほかは、格別の問題の指摘はなかった。

3 新人社員研修を終え、Fは、平成2年6月17日、1
審原告のJ局K推進部に配属された。同部の部長はし
で、同部には13名の従業員が所属し、2つの班に分け
られていた。Fは、Mを班長とする班に属するものと
されて、M外2名の従業員と共に、N営業局及びO営
業局関係の業務を担当することとなつた。

4 平成2年当時、1審被告の就業規則においては、休
日は原則として毎週2回、労働時間は午前9時30分か
ら午後5時30分までの間、休憩時間は正午から午後1
時までの間とされていた。そして、締結された協定
(以下「36協定」という)によつて、各労働日における
男子従業員のいわゆる残業時間の上限は、6時間30分
とされ、平成2年7月から平成3年8月までの間の各
月の合計残業時間の上限は、K推進部の場合、別紙の「月
間上限時間」欄記載のとおりとされていた。ところで、1
審原告においては、残業時間は各従業員が勤務状況報
告表と題する文書によって申告することとされており、

残業を行う場合には従業員は原則としてあらかじめ所
属長の許可を得るべきものとされていたが、実際には、

従業員は事後に所属長の承認を得るという状況となつ
ていた。：

5 Fは、労働日において、：午前9時ころまでに出
勤し、執務室の整理など慣行上新入社員が行うべきも
のとされていた作業を行つた後、日中は、ほとんど
勧誘先の企業や1審被告の他の部署、製作プロダクシ
ョン等との連絡、打合せ等に忙殺され、午後7時ころ
に夕食を取つた後に、企画書の起案や資料作り等を開

始するという状況であった。Fは、業務に意欲的で、
積極的に仕事をし、上司や業務上の関係者から好意的
に受け入れられていた。

6 平成2年7月から平成3年8月までの間にFが勤務
状況報告表によつて申告した残業時間の各月の合計は、
別紙の「申告残業時間」欄に記載のとおりである。し
かしながら、右申告に係る残業時間は、実際の残業時
間よりも相当少なく、：大半の時間をその業務の遂行
に充てていた。

7 Fは、K推進部に配属されてからしばらくの間は、
出勤した当日中に帰宅していたが、平成2年8月ころ
から、翌日の午前1、2時ころに帰宅することが多く
なつた。：自分の企画案が成功したときの喜びや、思
ついていた以上に仕事を任せてもらえるとの感想と共に、
業務に関する不満の一つとして、慢性的に残業が深夜
まであることを挙げていた。なお、同年秋に実施され
たFに対する健康診断の結果は、採用前に実施された
ものの結果と同様であった。

さて、次号ではこの事件における労働者F(被災者)
労働時間はどの程度の長時間労働となつていたのかを見
ることとします。

<つづく>